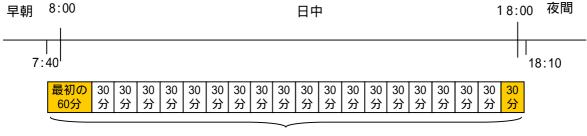
## (参考資料) 日中10.5時間の請求となる例

移動介護(身体介護を伴う場合)

午前7時40分から午後18時10分までの計画に基づくサービス (10.5時間)



日中(10.5時間)

サービスの提供時間のうち (7:40から8:40)と (17:40から18:10)の30分が、加算時間帯をまたがっているケースである。

サービスの開始の最初の60分である (7:40から8:40)は、早朝におけるサービス提供がごくわずかな場合(20分)であるため、日中の時間帯で算定をする。

一方の時間帯をまたがる30分である (17:40から18:10)は、時間帯をまたがる30分の開始 時刻が属する時間帯(日中)におけるサービス提供がごくわずかな場合(15分未満)に当たら ない(20分)ため、当該30分は、時間帯をまたがる30分の開始時刻が属する時間帯(日中)に より算定する。